第十章~第十二章

医薬品等の安全対策

(第二百二十八条の十の二―第二百二十八条の二十七)

二百三条

第十三章

希少疾病用医薬品、希少疾病用医療機器及び希少疾病用再生医療等製品等の指定等

第六章 医薬品等の基準及び検定

第一章~第五章

第七章・第八章

官

第十四章

雜則(第二百五十四条—第二百八十九条) (第二百五十条—第二百五十三条

第一条

(略)

(開設の申請)

一・二 (略)

十五条の六、第百五十八条の十第一項及び第三項、

第二百十八条の三、

別表第一の一

二第二並 二項、第

薬であるものを除く。第四項第二号ホ、第十四条の二、第十四条の三第一項及び第二 局又は店舗以外の場所にいる者に対する一般用医薬品又は薬局製造販売医薬品(毒薬及び劇 三 薬剤師不在時間(開店時間(営業時間のうち特定販売(その薬局又は店舗におけるその薬

法第四条第二項第六号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

四~六

3 5 8

## 〇厚生労働省令第百五十五号

効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第六十三号)の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、

厚生労働大臣

加藤

勝信

有

令和二年八月三十一日

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令

(医薬品、医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部改正

第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)の一部を次の表のように改正する。

(略) 改 (第百九十六条の十四一第1 正 後 第一章~第五章 (略) 改 正 前 |傍線部分は改正部分|

第六章 医薬品等の検定 (第百九十七条—第二百三条)

第七章・第八章 医薬品等の安全対策(第二百二十八条の十一―第二百二十八条の二十七)

第十三章 第十章~第十二章 希少疾病用医薬品、希少疾病用医療機器及び希少疾病用再生医療等製品の指定等 (第 (略)

第十四章 雑則 (第二百五十三条—第二百八十九条)

一百五十条—第二百五十二条

(開設の申請)

第一条 (略)

法第四条第二項第六号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 薬剤師不在時間(開店時間(営業時間のうち特定販売(その薬局又は店舗におけるその薬 薬であるものを除く。第四条第二号ホ及び第十五条の六において同じ。)の販売又は授与をい 調剤に従事する薬剤師が当該薬局以外の場所においてその業務を行うため、やむを得ず、 局又は店舗以外の場所にいる者に対する一般用医薬品又は薬局製造販売医薬品 つ、 以下同じ。)のみを行う時間を除いた時間をいう。以下同じ。)のうち、当該薬局において 一時的に当該薬局において薬剤師が不在となる時間をいう。以下同じ。)の有無 (毒薬及び劇

が不在となる時間をいう。以下同じ。)の有無

の場所においてその業務を行うため、やむを得ず、かつ、一時的に当該薬局において薬剤師 た時間をいう。以下同じ。)のうち、当該薬局において調剤に従事する薬剤師が当該薬局以外 びに別麦第一の三において同じ。)の販売又は授与をいう。以下同じ。)のみを行う時間を除い

四~六 (略

(法第四条第五項第三号イ及び口の厚生労働省令で定める期間

第七条の二 法第四条第五項第三号イの厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる医薬品 の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる期間とする。

る調査期間(同条第三項の規定による延長が行われたときは、その延長後の期間) 法第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品 法第十四条の四第一項第一号に規定す

第十四条(略) (医薬品の購入等に関する記録

2 薬局開設者は、前項の規定に基づき書面に記載するに際し、購入者等から、薬局開設、医薬 提示を受けることで、購入者等の住所又は所在地、電話番号その他の連絡先を確認しなければ ならない。ただし、購入者等が当該薬局開設者と常時取引関係にある場合は、この限りではな 許可又は届出に係る許可証又は届書の写し(以下「許可証等の写し」という。)その他の資料の 品の製造販売業、製造業若しくは販売業又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設の

3 6

(薬局医薬品の貯蔵等)

第十四条の二 薬局開設者は、薬局医薬品(薬局製造販売医薬品を除く。)を調剤室(薬局等構造 の場所に貯蔵し、又は陳列してはならない。ただし、薬局製造販売医薬品、要指導医薬品又は 設備規則(昭和三十六年厚生省令第二号)第一条第一項第十号に規定する調剤室をいう。)以外 般用医薬品を通常陳列し、又は交付する場所以外の場所に貯蔵する場合は、この限りでない。 (医薬品を陳列する場所等の閉鎖)

第十四条の三 薬局開設者は、開店時間のうち、薬局製造販売医薬品、要指導医薬品又は一般用 品を通常陳列し、又は交付する場所を閉鎖しなければならない。 医薬品を販売し、又は授与しない時間は、薬局製造販売医薬品、要指導医薬品又は一般用医薬

2 項第十号の二口に規定する薬局製造販売医薬品陳列区画をいう。以下同じ。)、要指導医薬品陳 の限りでない。 以下同じ。)に薬局製造販売医薬品、要指導医薬品又は第一類医薬品を陳列している場合は、こ ければならない。ただし、鍵をかけた陳列設備(同項第十号の二イに規定する陳列設備をいう。 品陳列区画(同項第十二号ロに規定する第一類医薬品陳列区画をいう。以下同じ。)を閉鎖しな 列区画(同項第十一号口に規定する要指導医薬品陳列区画をいう。以下同じ。)又は第一類医薬 売し、又は授与しない時間は、薬局製造販売医薬品陳列区画(薬局等構造設備規則第一条第一 薬局開設者は、開店時間のうち、薬局製造販売医薬品、要指導医薬品又は第一類医薬品を販 2

(指定第二類医薬品の販売等)

第十五条の七 薬局開設者は、指定第二類医薬品を販売し、又は授与する場合は、当該指定第二 認識できるようにするために必要な措置を講じなければならない。 類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が別表第一の二第二の七に掲げる事項を確実に

(調剤された薬剤の販売等)

第十五条の十二 薬局開設者は、法第九条の二の規定により、調剤された薬剤につき、 させなければならない。 る方法により、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に販売させ、 次に掲げ 又は授与

(法第四条第五項第三号イ及び口の厚生労働省令で定める期間)

第七条の二 法第四条第五項第三号イの厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる医薬品 の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる期間とする。

る調査期間(同条第二項の規定による延長が行われたときは、その延長後の期間) 法第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品 法第十四条の四第一項第一号に規定す

(医薬品の購入等に関する記録)

2

2 第十四条 許可に係る許可証の写し(以下単に「許可証の写し」という。)その他の資料の提示を受けるこ 品の製造販売業、製造業若しくは販売業又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設の 薬局開設者は、 (略) 前項の規定に基づき書面に記載するに際し、購入者等から、薬局開設、医薬

3 6 (薬局医薬品の貯蔵等)

し、購入者等が当該薬局開設者と常時取引関係にある場合は、この限りではない。

とで、購入者等の住所又は所在地、電話番号その他の連絡先を確認しなければならない。ただ

第十四条の二 薬局開設者は、薬局医薬品を調剤室(薬局等構造設備規則(昭和三十六年厚生省 場所に貯蔵する場合は、この限りでない。 はならない。ただし、要指導医薬品又は一般用医薬品を通常陳列し、又は交付する場所以外の 令第二号)第一条第一項第十号に規定する調剤室をいう。)以外の場所に貯蔵し、又は陳列して

(医薬品を陳列する場所等の閉鎖)

第十四条の三 薬局開設者は、開店時間のうち、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は 授与しない時間は、要指導医薬品又は一般用医薬品を通常陳列し、又は交付する場所を閉鎖し なければならない。

第一類医薬品陳列区画をいう。以下同じ。)を閉鎖しなければならない。ただし、鍵をかけた陳 時間は、要指導医薬品陳列区画(薬局等構造設備規則第一条第一項第十一号口に規定する要指 薬品を陳列している場合は、この限りでない。 列設備(同項第十一号イに規定する陳列設備をいう。以下同じ。)に要指導医薬品又は第一類医 導医薬品陳列区画をいう。以下同じ。)又は第一類医薬品陳列区画(同項第十二号口に規定する 薬局開設者は、開店時間のうち、要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与しない

3

(指定第二類医薬品の販売等)

第十五条の七 薬局開設者は、指定第二類医薬品を販売し、又は授与する場合は、当該指定第二 認識できるようにするために必要な措置を講じなければならない 類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が別表第一の二第二の六に掲げる事項を確実に

(調剤された薬剤の販売等)

第十五条の十二 薬局開設者は、法第九条の二の規定により、調剤された薬剤につき、 る方法により、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に販売させ、 させなければならない。 次に掲げ

(調剤された薬剤に係る情報提供及び指導の方法等) 当該薬剤を購入し、又は譲り受けようとする者の連絡先を確認した後に、当該薬剤を販売し、 又は授与させること。 法第九条の三第五項の規定による情報の提供又は指導のため必要があると認めるときは、

第十五条の十三 薬局開設者は、法第九条の三第一項の規定による情報の提供及び指導を、次に 掲げる方法により、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければ ならない。

当該薬剤を使用しようとする者が患者の薬剤服用歴その他の情報を一元的かつ経時的に管

2 法第九条の三第一項の薬剤の適正な使用を確保することが可能であると認められる方法とし 合において、前項第一号中「設備がある場所」とあるのは、「設備がある場所(次項第二号に規 ら通話をすることが可能な方法であつて、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。この場 て厚生労働省令で定めるものは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しなが 指導を行わせること。| 勧奨し、当該者が手帳を所持する場合は、必要に応じ、当該手帳を活用した情報の提供及び勧奨し、当該者が手帳を所持する場合は、必要に応じ、当該手帳を活用した情報の提供及び 理できる手帳(別表第一を除き、以下単に 「手帳」という。)を所持しない場合はその所持を

定するオンライン服薬指導を行う場合にあつては、当該薬局内の場所)」とする。

画であつて、薬局開設者が、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、薬 第一項の規定による情報の提供及び指導(以下「オンライン服薬指導」という。)に関する計 剤を使用しようとする者ごとに、当該者の同意を得て策定させるものをいう。)に従つて行わ 次に掲げる事項を定めた服薬指導計画(この項に定める方法により行われる法第九条の三

イ|れること。

3 5 5 三 (略) (略)

月曜日

第十五条の十四 薬局開設者は、法第九条の三第四項の規定による情報の提供又は指導を、次に 掲げる方法により、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければ ならない。

用のため、情報の提供又は指導を行う必要があるとその薬局において薬剤の販売又は授与に従第十五条の十四の二 法第九条の三第五項の厚生労働省令で定める場合は、当該薬剤の適正な使 た情報の提供又は指導を行わせること。 当該薬剤を使用しようとする者が手帳を所持する場合は、 必要に応じ、当該手帳を活用し

令和 2 年 8 月 31 日

2 前項に該当する場合、薬局開設者は、次に掲げる事項のうち、その薬局において薬剤の販売 事する薬剤師が認める場合とする。

又は授与に従事する薬剤師が必要と認めるものについて、

当該薬剤師に把握させなければなら

当該薬剤の服薬状況 第十五条の十三第五項第一号から第九号までに掲げる事項

(新設)

三| 略)

第十五条の十三 薬局開設者は、法第九条の三第一項の規定による情報の提供及び指導を、次に 掲げる方法により、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければ ならない。 (調剤された薬剤に係る情報提供及び指導の方法等

三| 五|

2 法第九条の三第一項の薬剤の適正な使用を確保することが可能であると認められる方法とし ら通話をすることが可能な方法であつて、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。この場 定するオンライン服薬指導を行う場合にあつては、当該薬局内の場所)」とする。 合において、前項第一号中「設備がある場所」とあるのは、「設備がある場所(次項第二号に規 て厚生労働省令で定めるものは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しなが

二 次に掲げる事項を定めた服薬指導計画(この項に定める方法により行われる法第九条の三 (1)|れ 〜 る (5)|こ と。 画であつて、薬局開設者が、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、薬 第一項の規定による情報の提供及び指導(以下「オンライン服薬指導」という。)に関する計 剤を使用しようとする者ごとに、当該者の同意を得て策定させるものをいう。)に従つて行わ

略)

3~5 (略)

第十五条の十四 薬局開設者は、法第九条の三第四項の規定による情報の提供又は指導を、次に 掲げる方法により、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければ ならない。

--(新設) (略)

(略

(新設)

当該薬剤を使用する者の服薬中の体調の変化

その他法第九条の三第五項の規定による情報の提供又は指導を行うために把握が必要な事

- より、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければならない。 薬局開設者は、法第九条の三第五項の規定による情報の提供又は指導を、次に掲げる方法に 当該薬剤の使用に当たり保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項について説
- 明を行わせること。 当該薬剤の用法、用量、使用上の注意、当該薬剤との併用を避けるべき医薬品その他の当
- 応じて個別に提供させ、又は必要な指導を行わせること。 該薬剤の適正な使用のために必要な情報を、当該薬剤を購入し、又は譲り受けた者の状況に
- た情報の提供又は指導を行わせること。 当該薬剤を使用しようとする者が手帳を所持する場合は、 必要に応じ、 当該手帳を活用し
- 当該情報の提供又は指導を行つた薬剤師の氏名を伝えさせること。

第十五条の十四の三 法第九条の三第六項の規定により、薬局開設者が、その薬局において薬剤 の販売又は授与に従事する薬剤師に記録させなければならない事項は、次のとおりとする。

- 前号の情報の提供及び指導の内容の要点 法第九条の三第一項、第四項又は第五項の規定による情報の提供及び指導を行つた年月日
- 第一号の情報の提供及び指導を行つた薬剤師の氏名
- 第一号の情報の提供及び指導を受けた者の氏名及び年齢
- 薬局開設者は、前項の記録を、その記載の日から三年間、保存しなければならない。 医薬部外品又は化粧品として不適当な場合)

第三十九条 法第十四条第二項第三号ハ(同条第十三項において準用する場合を含む。次項にお 申請に係る医薬品又は医薬部外品の性状又は品質が保健衛生上著しく不適当な場合とする。 いて同じ。)の医薬品又は医薬部外品として不適当なものとして厚生労働省令で定める場合は、

(承認申請書に添付すべき資料等)

第四十条 法第十四条第三項(同条第十三項において準用する場合を含む。)の規定により第三十 る承認の区分及び申請に係る医薬品、医薬部外品又は化粧品の有効成分の種類、投与経路、剤、八条第一項又は第四十六条第一項の申請書に添付しなければならない資料は、次の各号に掲げ 形等に応じ、当該各号に掲げる資料とする。

2 前項の規定にかかわらず、法第十四条第三項(同条第十三項において準用する場合を含む。) の規定により臨床試験の試験成績に関する資料の一部の添付を要しないこととされた場合その 以外は、医学薬学上公知であると認められない。 審査期間中は、当該新医薬品の承認申請において資料を添付することを要しないとされたもの 法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められる医薬品については、当該新医薬品の再 他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合においては、その資料を添付することを要 について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合、法第十四条第五項 の規定により第三十八条第一項又は第四十六条第一項の申請書に添付しなければならない資料 しない。ただし、法第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品とその有効成分、分量、用

3 5 5

3 5 5

略

(新設)

医薬部外品又は化粧品として不適当な場合)

第三十九条 法第十四条第二項第三号ハ(同条第九項において準用する場合を含む。次項におい 請に係る医薬品又は医薬部外品の性状又は品質が保健衛生上著しく不適当な場合とする。 て同じ。)の医薬品又は医薬部外品として不適当なものとして厚生労働省令で定める場合は、

(承認申請書に添付すべき資料等)

第四十条 法第十四条第三項 条第一項又は第四十六条第一項の申請書に添付しなければならない資料は、次の各号に掲げる 等に応じ、当該各号に掲げる資料とする。 承認の区分及び申請に係る医薬品、医薬部外品又は化粧品の有効成分の種類、投与経路、剤型 (同条第九項において準用する場合を含む。)の規定により第三十八

2

該新医薬品の承認申請において資料を添付することを要しないとされたもの以外は、医学薬学 び効果が同一性を有すると認められる医薬品については、当該新医薬品の再審査期間中は、当 法第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品とその有効成分、分量、 要としない合理的理由がある場合においては、その資料を添付することを要しない。ただし、 ついて、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必 規定により第三十八条第一項又は第四十六条第一項の申請書に添付しなければならない資料に 上公知であると認められない。 前項の規定にかかわらず、法第十四条第三項(同条第九項において準用する場合を含む。)の 報

(医薬品の購入等に関する記録)

第百五十八条の四 の連絡先を確認しなければならない。ただし、購入者等が当該卸売販売業者と常時取引関係に 証等の写しその他の資料の提示を受けることで、購入者等の住所又は所在地、電話番号その他 医薬品の卸売販売業者は、前項の規定に基づき書面に記載するに際し、購入者等から、許可

ある場合は、この限りではない。

(薬局医薬品の販売等)

第百五十八条の七 薬局開設者は、法第三十六条の三第一項の規定により、薬局医薬品につき、 又は授与させなければならない。 次に掲げる方法により、その薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に販売させ、

局医薬品を販売し、又は授与させること。 は、当該薬局医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者の連絡先を確認した後に、 法第三十六条の四第五項の規定による情報の提供又は指導のため必要があると認めるとき

(略)

(薬局医薬品に係る情報提供及び指導の方法等)

**第百五十八条の八** 薬局開設者は、法第三十六条の四第一項の規定による情報の提供及び指導を、 次に掲げる方法により、その薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせな ければならない。

ること。 者が手帳を所持する場合は、必要に応じ、当該手帳を活用した情報の提供及び指導を行わせ 当該薬局医薬品を使用しようとする者が手帳を所持しない場合はその所持を勧奨し、当該

四| ~ 八| (略)

月曜日

**第百五十八条の九** 薬局開設者は、法第三十六条の四第四項の規定による情報の提供又は指導を、 次に掲げる方法により、その薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせな ければならない。

·二 (略)

活用した情報の提供又は指導を行わせること。 当該薬局医薬品を使用しようとする者が手帳を所持する場合は、 必要に応じ、 当該手帳を

(略)

令和 2 年 8 月 31 日

第百五十八条の九の二 法第三十六条の四第五項の厚生労働省令で定める場合は、当該薬局医薬 品の適正な使用のため、情報の提供又は指導を行う必要があるとその薬局において医薬品の販 売又は授与に従事する薬剤師が認める場合とする

売又は授与に従事する薬剤師が必要と認めるものについて、当該薬剤師に把握させなければな前項に該当する場合、薬局開設者は、次に掲げる事項のうち、その薬局において医薬品の販

第百五十八条の八第四項第一号から第十号までに掲げる事項

当該薬局医薬品の服薬状況

(医薬品の購入等に関する記録)

## 第百五十八条の四

2 証の写しその他の資料の提示を受けることで、購入者等の住所又は所在地、電話番号その他の る場合は、この限りではない。 連絡先を確認しなければならない。ただし、購入者等が当該卸売販売業者と常時取引関係にあ 医薬品の卸売販売業者は、前項の規定に基づき書面に記載するに際し、購入者等から、許可

(薬局医薬品の販売等)

第百五十八条の七 薬局開設者は、法第三十六条の三第一項の規定により、薬局医薬品につき、 又は授与させなければならない。 次に掲げる方法により、その薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に販売させ、

、当該薬

(薬局医薬品に係る情報提供及び指導の方法等)

第百五十八条の八 薬局開設者は、法第三十六条の四第一項の規定による情報の提供及び指導を、 ければならない。 次に掲げる方法により、その薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせな

--(略)

(新設)

三| 七| (略)

(略)

第百五十八条の九<br />
薬局開設者は、法第三十六条の四第四項の規定による情報の提供又は指導を、 次に掲げる方法により、その薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせな ければならない。

· (略)

(新設)

三| 五| (略

(新設)

- 当該薬局医薬品を使用する者の服薬中の体調の変化
- 四|三| な事項 その他法第三十六条の四第五項の規定による情報の提供又は指導を行うために把握が必要
- 法により、その薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければならな 薬局開設者は、 法第三十六条の四第五項の規定による情報の提供又は指導を、 次に掲げる方
- いて説明を行わせること。 当該薬局医薬品の用法、用量、使用上の注意、当該薬局医薬品との併用を避けるべき医薬 当該薬局医薬品の使用に当たり保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項につ
- 医薬品を購入し、又は譲り受けた者の状況に応じて個別に提供させ、又は必要な指導を行わ 品その他の当該薬局医薬品の適正な使用のために必要な情報を、その薬局において当該薬局 当該薬局医薬品を使用しようとする者が手帳を所持する場合は、 必要に応じ、
- 活用した情報の提供又は指導を行わせること 当該手帳を
- 必要に応じて、当該薬局医薬品に代えて他の医薬品の使用を勧めさせること。
- 必要に応じて、医師又は歯科医師の診断を受けることを勧めさせること
- (薬局製造販売医薬品の特例) 当該情報の提供又は指導を行つた薬剤師の氏名を伝えさせること。

第百五十八条の十 薬局開設者がその薬局において薬局製造販売医薬品を販売し、又は授与する とあるのは「提供」と、「並びに」とあるのは「及び」と、同条第五号中「提供又は指導」とあ 部分を除く。)の規定を適用する場合においては、第百五十八条の七第四号中「提供及び指導」 条の八第一項(第六号に係る部分を除く。)及び第四項並びに第百五十八条の九(第四号に係る 場合について第百五十八条の七(第四号、第五号及び第七号に係る部分に限る。)、第百五十八 指導を行わせる」とあるのは「提供させる」と、同条第三号及び第六号中「提供又は指導」と 以外の部分中「提供又は指導」とあるのは「提供」と、同条第二号中「提供させ、 び同条第四項第十一号中「提供及び指導」とあるのは「提供」と、第百五十八条の九各号列記 号中「提供及び指導」とあるのは「提供」と、「並びに」とあるのは「及び」と、同項第八号及 場合は」とあるのは「所持する場合は」と、「提供及び指導」とあるのは「提供」と、同項第五 供させる」と、同項第三号中「所持しない場合はその所持を勧奨し、当該者が手帳を所持する 当該薬局内の場所」と、同項第二号中「提供させ、及び必要な指導を行わせる」とあるのは「提 に規定する医薬品を通常陳列し、若しくは交付する場所又は特定販売を行う場合にあつては、 う」とあるのは「提供する」と、「ある場所」とあるのは「ある場所、同令第一条第一項第五号 は るのは「提供」と、第百五十八条の八第一項各号列記以外の部分中「提供及び指導」とあるの あるのは「提供」とする。 「提供」と、同項第一号中「提供及び指導」とあるのは「提供」と、「提供し、及び指導を行 又は必要な

る部分に限る。)、第百五十八条の八第一項(第六号に係る部分に限る。)、第百五十八条の九(第)前項に規定する場合については、第百五十八条の七(第一号から第三号まで及び第六号に係 四号に係る部分に限る。)及び第百五十八条の九の二の規定を適用しない。

3

## (薬局製造販売医薬品の特例)

第百五十八条の十 薬局開設者がその薬局において薬局製造販売医薬品 (毒薬及び劇薬であるも わせる」とあるのは「提供させる」と、同条第五号中「提供又は指導」とあるのは「提供 分中「提供又は指導」とあるのは「提供」と、同条第二号中「提供させ、又は必要な指導を行 四項第十一号中「提供及び指導」とあるのは 供及び指導」とあるのは「提供」と、「並びに」とあるのは「及び」と、同項第七号及び同条第 号中「提供させ、及び必要な指導を行わせる」とあるのは とあるのは「ある場所又は特定販売を行う場合にあつては、当該薬局内の場所」と、同項第二 導」とあるのは「提供」と、「提供し、及び指導を行う」とあるのは「提供する」と、「ある場所」 項各号列記以外の部分中「提供及び指導」とあるのは「提供」と、同項第一号中「提供及び指 は「及び」と、同条第五号中「提供又は指導」とあるのは「提供」と、第百五十八条の八第一 ては、第百五十八条の七第四号中「提供及び指導」とあるのは「提供」と、「並びに」とあるの 及び第四項並びに第百五十八条の九(第三号に係る部分を除く。)の規定を適用する場合におい 四号から第六号までに係る部分に限る。)、第百五十八条の八第一項(第五号に係る部分を除く。) のを除く。第三項において同じ。)を販売し、又は授与する場合について第百五十八条の七 「提供」と、第百五十八条の九各号列記以外の部 「提供させる」と、同項第四号中「提

る。)、第百五十八条の八第一項(第五号に係る部分に限る。)及び第百五十八条の九(第三号に 係る部分に限る。)の規定を適用しない。 前項に規定する場合については、第百五十八条の七(第一号から第三号までに係る部分に限

2

第十三号若しくは第二条第十二号に規定する情報を提供し、及び指導を行うための設備があ 若しくは交付する場所をいう。)において行わせること。 る場所又は同令第一条第一項第五号若しくは第二条第五号に規定する医薬品を通常陳列し、 当該薬局又は店舗内の情報の提供及び指導を行う場所(薬局等構造設備規則第一条第一項 第百五十八条の十二 薬局開設者又は店舗販売業者は、法第三十六条の六第一項の規定による情

(要指導医薬品に係る情報提供及び指導の方法等)

報の提供及び指導を、次に掲げる方法により、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授

与に従事する薬剤師に行わせなければならない。

2 { 4 四| ~ 八| 該者が手帳を所持する場合は、必要に応じ、当該手帳を活用した情報の提供及び指導を行わ一 当該要指導医薬品を使用しようとする者が手帳を所持しない場合はその所持を勧奨し、当 せること。 (略) (略)

**第百五十九条** 薬局開設者又は店舗販売業者は、法第三十六条の六第四項の規定による情報の提

供又は指導を、次に掲げる方法により、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従

事する薬剤師に行わせなければならない。 を活用した情報の提供又は指導を行わせること ·二 (略) 当該要指導医薬品を使用しようとする者が手帳を所持する場合は、 必要に応じ、 当該手帳

官

月曜日

(法第三十六条の七第一項第一号の厚生労働省令で定める期間)

第百五十九条の二 法第三十六条の七第一項第一号の厚生労働省令で定める期間は、 欄に掲げる医薬品の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間とする。 次の表の上

(略 法第十四条の四第一項第一号に規定す | 法第十四条の四第一項第一号に規定する調 われたときは、 査期間(同条第三項の規定による延長が行 を加えた期間 (略) その延長後の期間)に一年

(一般用医薬品に係る情報提供の方法等)

令和 2 年 8 月 31 日

第百五十九条の十五 薬局開設者又は店舗販売業者は、法第三十六条の十第一項の規定による情 する薬剤師に行わせなければならない。 報の提供を、次に掲げる方法により、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事

を活用した情報の提供を行わせること 当該一般用医薬品を使用しようとする者が手帳を所持する場合は、必要に応じ、当該手帳

四| ~ 七| (略)

2 5 4

(要指導医薬品に係る情報提供及び指導の方法等)

第百五十八条の十二 薬局開設者又は店舗販売業者は、法第三十六条の六第一項の規定による情 報の提供及び指導を、次に掲げる方法により、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授 与に従事する薬剤師に行わせなければならない。

若しくは交付する場所をいう。)において行わせること。 る場所又は同令第一条第一項第五号若しくは第二条第五号に規定する医薬品を通常陳列し、 第十二号若しくは第二条第十一号に規定する情報を提供し、及び指導を行うための設備があ 当該薬局又は店舗内の情報の提供及び指導を行う場所(薬局等構造設備規則第一条第

二 (略)

(新設)

三| ~ 七| (略

略)

第百五十九条 薬局開設者又は店舗販売業者は、法第三十六条の六第四項の規定による情報の提 供又は指導を、次に掲げる方法により、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従 事する薬剤師に行わせなければならない

\_ <u>:</u> (略)

(新設)

(法第三十六条の七第一項第一号の厚生労働省令で定める期間)

第百五十九条の二 法第三十六条の七第一項第一号の厚生労働省令で定める期間は、 欄に掲げる医薬品の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間とする。 次の表の上

(略)			る新医薬品	一 法第十四条の四第一項第一号に規定す
(略)	を加えた期間	われたときは、その延長後の期間)に一年	査期間(同条第二項の規定による延長が行	法第十四条の四第一項第一号に規定する調

第百五十九条の十五 薬局開設者又は店舗販売業者は、法第三十六条の十第一項の規定による情 報の提供を、次に掲げる方法により、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事 する薬剤師に行わせなければならない。

(一般用医薬品に係る情報提供の方法等)

<u>:</u> (略)

(新設)

三| | | | | |

(略

第百五十九条の十六 薬局開設者又は店舗販売業者は、法第三十六条の十第三項の規定による情 する薬剤師又は登録販売者に行わせるよう努めなければならない。 報の提供を、次に掲げる方法により、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事

を活用した情報の提供を行わせること 当該一般用医薬品を使用しようとする者が手帳を所持する場合は、必要に応じ、

五| ~ 八|

**第百五十九条の十七** 薬局開設者又は店舗販売業者は、法第三十六条の十第五項の規定による情 する薬剤師又は登録販売者に行わせなければならない。 報の提供を、次に掲げる方法により、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事

六| 七| (略)

を活用した情報の提供を行わせること。

当該一般用医薬品を使用しようとする者が手帳を所持する場合は、

<u>{</u> 四

第六章 医薬品等の基準及び検定

(日本薬局方の公示の方法)

第百九十六条の十四 法第四十一条第一項の規定による公示は、 供することにより行うものとする。 官報への掲載及び公衆の縦覧に

(医薬品の検定の申請及び検定機関)

第百九十七条 略)

官

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる検定の申請の区分に応じ、当該各号に定める書類を添 えなければならない。

の検定の申請(当該指定製剤の検定が二以上の製造段階について行われるべき場合にあつて 生物学的製剤である医薬品のうち厚生労働大臣が指定するもの(以下「指定製剤」という。) 最終段階の検定の申請に限る。) 次のイ及び口に掲げる書類

む。)の届出を行つている場合には、当該届書(当該交付される書類に記載されていない内 該品目について法第十四条第十四項(法第十九条の二第五項において準用する場合を含 いて「承認書」という。)の写し 容に係るものに限る。)の写しを含む。次項、 申請に係る品目について法第十四条又は第十九条の二の承認の際に交付される書類(当 第百九十七条の四及び第百九十七条の五にお

(略)

3 4

る選任外国製造医薬品等製造販売業者とする。 いて準用する法第十四条第十三項の承認を取得している外国製造医薬品等特例承認取得者に係 十三項の承認を取得している製造販売業者又は法第十九条の二第一項若しくは同条第五項にお 令第五十八条の出願者は、医薬品については、当該品目に係る法第十四条第一項若しくは第

6

第百五十九条の十六 薬局開設者又は店舗販売業者は、法第三十六条の十第三項の規定による情 報の提供を、次に掲げる方法により、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事 する薬剤師又は登録販売者に行わせるよう努めなければならない。

(略)

当該手帳

(新設)

四| ~ 七|

(略)

第百五十九条の十七 薬局開設者又は店舗販売業者は、法第三十六条の十第五項の規定による情 報の提供を、次に掲げる方法により、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事 する薬剤師又は登録販売者に行わせなければならない。

一 〈 匹 (新設)

必要に応じ

当該手帳

五| 六| (略

(略)

2

第六章 医薬品等の検定

(新設)

(医薬品の検定の申請及び検定機関)

第百九十七条

2 えなければならない。 前項の申請書には、次の各号に掲げる検定の申請の区分に応じ、当該各号に定める書類を添

の検定の申請(当該指定製剤の検定が二以上の製造段階について行われるべき場合にあつて 生物学的製剤である医薬品のうち厚生労働大臣が指定するもの(以下「指定製剤」という。) 最終段階の検定の申請に限る。) 次のイ及び口に掲げる書類

係るものに限る。)の写しを含む。次項、第百九十七条の四及び第百九十七条の五において 該品目について法第十四条第十項(法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。) の届出を行つている場合には、当該届書(当該交付される書類に記載されていない内容に 「承認書」という。)の写し 申請に係る品目について法第十四条又は第十九条の二の承認の際に交付される書類

(略)

3 4

5 任外国製造医薬品等製造販売業者とする。 て準用する法第十四条第九項の承認を取得している外国製造医薬品等特例承認取得者に係る選 九項の承認を取得している製造販売業者又は法第十九条の二第一項若しくは同条第五項におい 令第五十八条の出願者は、医薬品については、当該品目に係る法第十四条第一項若しくは第

6

(略

- れない場合 臨床試験その他の試験研究の用に供する目的で当該医薬品を輸入する必要があると認めら
- 展示する目的で医薬品を輸入する必要があると認められない場合 普及並びに学術研究の発展に資することを目的とした展示会、見本市その他の催しにおいて 医薬品の販売その他の営業についての広告又は宣伝を目的とせず、医薬品の研究開発及び
- 外国に輸出した医薬品を輸入する必要があると認められない場合
- 前各号に掲げる場合に準ずる場合

分に違反し、その違反行為があつた日から二年を経過していない場合とする。 その他法第五条第三号二に規定する薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処 薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)、毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号) 

(輸入の確認を要しない場合)

の上欄に掲げる医薬品(これらに準ずるものを含む。)に応じ、それぞれ同表の下欄に定める使第二百十八条の二の四 法第五十六条の二第三項第二号の厚生労働省令で定める数量は、次の表 用数量とする。

ı			
	以外の医薬品外用剤、毒薬、劇薬及び処方箋医薬品	毒薬、劇薬及び処方箋医薬品	を除く。以下この項において同じ。) 外用剤(毒薬、劇薬、処方箋医薬品、 トローチ剤、舌下錠、付着錠、ガム剤、 トローチ剤、舌下錠、付着錠、ガム剤、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	用法及び用量からみて二月間の使用数量	用法及び用量からみて一月間の使用数量	二十四個

2 | 

- 量にかかわらず医薬品を自ら使用する目的で輸入する場合に該当するか否かについて確認す申請者が自ら使用する目的で輸入する場合であつて、前項の表の上欄に掲げる医薬品(数 を輸入する場合 は第二十三条の二の二十三の認証の申請をした者が、 る必要があるものを除く。)で、それぞれ同表の下欄に定める使用数量以下のものを携帯して 法第十四条、第十九条の二、第二十三条の二の五若しくは第二十三条の二の十七の承認又 又は申請者がその住所地で当該医薬品を受け取る場合その他これに準ずる場合 当該承認又は認証の申請に係る医薬品
- ことが明らかな場合 その他当該医薬品の輸入が、 法令に違反して販売又は授与を行うおそれがないものである

- 四第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、薬局製造販売医薬品、第二百十八条の三 薬局開設者又は店舗販売業者は、法第五十七条の二第二項(令第七十四条の (薬局製造販売医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品の陳列)
- 要指導医薬品及び一般用医薬品を次に掲げる方法により陳列しなければならない。 薬局製造販売医薬品を陳列する場合には、薬局製造販売医薬品陳列区画の内部の陳列設備 鍵をかけた陳列設備その他医薬品を購入し、 若しくは譲り受けよ

(新設)

(要指導医薬品及び一般用医薬品の陳列)

第二百十八条の三 薬局開設者又は店舗販売業者は、法第五十七条の二第二項の規定により、 指導医薬品及び一般用医薬品を次に掲げる方法により陳列しなければならない

うとする者又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入さ る場合は、この限りでない。 若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が直接手の触れられない陳列設備に陳列す

略)

で、第二百十四条、第二百十七条第一項、第二百十八条及び第二百十八条の二(第二項第二号第二百二十条の三 医薬部外品については、第二百十一条から第二百十三条(第二項を除く。)ま を除く。)から第二百十八条の二の四まで(同条第一項の表に係る部分を除く。)の規定を準用す 三 薬局製造販売医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品を混在させないように陳列すること。 (準用)

表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同

2

五十六条の二第二項第二号法第六十条において準用する法第	法第五十六条の二第二項第二号	第二百十八条の二
医療の提供に資する目的	的疾病の診断、治療又は予防等の目	
状況	疾病の種類及び状況	
医薬部外品	医薬品	
五十六条の二第二項第一号法第六十条において準用する法第	法第五十六条の二第二項第一号	第二百十八条の二
状況	疾病の種類及び状況	
医療の提供に資する目的	的検病の診断、治療又は予防等の目	
医薬部外品	医薬品	
五十六条の二第一項法第六十条において準用する法第	法第五十六条の二第一項	第二百十八条の二
五十六条の二第一項法第六十条において準用する法第	法第五十六条の二第一項	第二百十八条の二
医薬部外品	医薬品	
五十六条の二第一項法第六十条において準用する法第	法第五十六条の二第一項	第二百十八条の二
		(略)

略)

(準用) 要指導医薬品及び一般用医薬品を混在させないように陳列すること。

で、第二百十四条、第二百十七条第一項、第二百十八条及び第二百十八条の二(第二項第二号第二百二十条の三 医薬部外品については、第二百十一条から第二百十三条(第二項を除く。)ま を除く。)の規定を準用する。

表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同

-													
-	(新設)				(新設)				(新設)	(新設)		(新設)	(略)
	(新級)	(新歌)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(氣材乳改)	(新設)							

(略)

報

(電子情報処理組織による手続)

第二百八十八条 第二百十八条の二の二第一項(第二百二十条の三、第二百二十一条の三、第二 用に係る電子計算機と、これらの規定による届出をしようとする者に係る入出力装置とを電気 品、医療機器及び再生医療等製品に係るものに限る。)は、電子情報処理組織(厚生労働省の使 百二十八条及び二百二十八条の九において準用する場合を含む。)の規定による申請、第二百六 通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。 十五条第一項及び第三項、第二百六十五条の二第一項及び第三項並びに第二百六十五条の三第 項及び第三項の規定による届出(医薬品(薬局製造販売医薬品を除く。)、医薬部外品、化粧

別表第一(第十一条の三関係) (略)

(1) • (2) 業務内容、提供サービス 提供サービスや地域連携体制に関する事項 (略)

薬局の業務内容 (略)

ロ 患者の薬剤服用歴その他の情報を電磁的記録をもつて一元的かつ経時的に管理でき 患者の薬剤服用歴その他の情報を一元的かつ経時的に管理できる手帳の交付 患者の薬剤服用歴その他の情報を一元的かつ経時的に管理できる手帳の交付の可否

る手帳を所持する者の対応の可否

<u>`</u>

別表第一の二(第十五条の六、第十五条の十五、 第二 薬局製造販売医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項 略) 第百四十七条の七、第百四十七条の十二関係)

四 薬局製造販売医薬品を調剤室以外の場所に陳列する場合にあつては、薬局製造販売医薬品 の定義及びこれに関する解説並びに表示、情報の提供及び陳列(特定販売を行うことについ

て公告をする場合にあつては、当該広告における表示。六及び八において同じ。)に関する解 (略)

指定第二類医薬品の陳列等に関する解説

七~十一

薬局製造販売医薬品又は一般用医薬品の陳列の状況を示す写真

特定販売を行う薬局製造販売医薬品又は一般用医薬品の使用期限

別表第一の三(第十五条の六、第百四十七条の七関係

Ŧi.

第二百八十八条 第二百六十五条第一項及び第三項、第二百六十五条の二第一項及び第三項並び く。)、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品に係るものに限る。)は、電子情報処 係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせるこ に第二百六十五条の三第一項及び第三項の規定による届出(医薬品(薬局製造販売医薬品を除 理組織(厚生労働省の使用に係る電子計算機と、これらの規定による届出をしようとする者に

(電子情報処理組織による手続)

別表第一 (第十一条の三関係)

とができる。

提供サービスや地域連携体制に関する事項

(1) (2) 業務内容、提供サービス (略)

(3)

(i) (vii) 薬局の業務内容

☆ 薬剤情報を記載するための手帳の交付 薬剤情報を記載するための手帳の交付の可否

ロ 薬剤情報を電磁的記録により記載するための手帳を所持する者の対応の可否

(4) (略)

(略)

別表第一の二(第十五条の六、第十五条の十四、第百四十七条の七、第百四十七条の十二関係)

第二 要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項

<u>∫</u>

(新設)

五|四|

広告における表示。七において同じ。)等に関する解説

指定第二類医薬品の陳列(特定販売を行うことについて広告をする場合にあつては、当該

別表第一の三(第十五条の六、第百四十七条の七関係

略)

一般用医薬品の陳列の状況を示す写真

五 特定販売を行う薬局製造販売医薬品(毒薬及び劇薬であるものを除く。)又は一般用医薬品

十の二 薬局製造販売医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、

薬局製造販売医薬品を陳列するために必要な陳列棚その他の設備(以下

合するものであること。

(略)

いう。)を有すること。

る者が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合は、この限りでない

受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用す

第

様式第百八中 「希少疾病用医薬品 希少疾病用医療機器 希少疾病用再生医療等製品」

を

「希少疾病用医薬品 希少疾病用医薬品 希少疾病用用生物器 新少族病用用生医療等製品 光顆的医素质的 光顆的医素质 光照的医療機器 光照的再生医療等製品 特定用途医薬品 特定用途医薬器

に改める。

第二条 薬局等構造設備規則(昭和三十六年厚生省令第二号) (薬局等構造設備規則の一部改正) の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改

Œ

前

次のとおりとする

## \_\_ 五 一条薬局の構造設備の基準は、 (薬局の構造設備) 所を閉鎖することができる構造のものであること。 には、薬局製造販売医薬品、要指導医薬品又は一般用医薬品を通常陳列し、又は交付する場 製造販売医薬品、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与しない時間がある場合 行規則」という。)第十四条の三第一項に規定する開店時間をいう。以下同じ。)のうち、薬局 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号。以下「施 般用医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、開店時間(医薬品、医療機器等の品質 薬局製造販売医薬品(毒薬及び劇薬であるものを除く。以下同じ。)、要指導医薬品又は 改 次のとおりとする 正 後 第一条 薬局の構造設備の基準は、 六 要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、開店時間(医薬 - 〜五 (略) (薬局の構造設備) 合には、要指導医薬品又は一般用医薬品を通常陳列し、又は交付する場所を閉鎖することが 以下同じ。)のうち、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与しない時間がある場 生省令第一号。以下「施行規則」という。)第十四条の三第一項に規定する開店時間をいう。 品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚 できる構造のものであること。

七~十 略

次に定めるところに適

(新設)

「陳列設備」

医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り いること。ただし、薬局製造販売医薬品を陳列しない場合又は鍵をかけた陳列設備その他 譲り受けられた医薬品を使用する者が進入することができないよう必要な措置が採られて 医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは 造販売医薬品陳列区画」という。)に医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は 薬局製造販売医薬品を陳列する陳列設備から一・二メートル以内の範囲(以下「薬局製

十一 要指導医薬品を販売し、 のであること。 又は授与する薬局にあつては、次に定めるところに適合するも

イ 要指導医薬品を陳列するために必要な陳列棚その他の設備(以下「陳列設備」という。) を有すること。

薬局製造販売医薬品陳列区画を閉鎖することができる構造のものであること 開店時間のうち、薬局製造販売医薬品を販売し、又は授与しない時間がある場合には、 次に定めるところに適合するも

ロ・ハ

略

要指導医薬品を陳列するために必要な陳列設備を有すること

要指導医薬品を販売し、

又は授与する薬局にあつては、

五項及び第十四条の六第四項(これらの規定を法第十九条の四において準用する場合を含む。

関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。)第九条の三第一項、第四十三 次に定めるところに適合する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に 第四項に基づき情報を提供し、及び指導を行うための設備並びに法第三十六条の十第一項、 項及び第五項、第三十六条の四第一項、第四項及び第五項並びに第三十六条の六第一項及び 有する場合は、いずれかの設備が適合していれば足りるものとする。 第三項及び第五項に基づき情報を提供するための設備を有すること。ただし、複数の設備を

する場所にあること。 薬局製造販売医薬品を陳列する場合には、 薬局製造販売医薬品陳列区画の内部又は近接

十四~十六 略) (略)

(略)

2 5 5

第三条 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令(昭和三十九年厚生省令第三号)の一部を次の表のように改正する (薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令の一部改正)

(新設)

第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法 掲げる基準とする。 において調剤及び調剤された薬剤又は医薬品の販売又は授与の業務を行う体制の基準は、次に 律第百四十五号。以下「法」という。)第五条第二号の規定に基づく厚生労働省令で定める薬局 十七 医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、法第三十六条の四第一項、第四項及び (薬局の業務を行う体制) の実施その他必要な措置が講じられていること。 策定、従事者に対する研修(特定販売を行う薬局にあつては、特定販売に関する研修を含む。) 授与の業務(医薬品の貯蔵に関する業務を含む。)に係る適正な管理を確保するため、 三十六条の十第一項、第三項及び第五項の規定による情報の提供その他の医薬品の販売又は 第五項並びに第三十六条の六第一項及び第四項の規定による情報の提供及び指導並びに法第 改 正 後 指針の 2 又は医薬品の販売又は授与の業務を行う体制の基準は、次に掲げる基準とする。 (薬局の業務を行う体制 その他必要な措置が講じられていること。 改 正 前

(医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令の一部改正)

第四条 医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令(平成九年厚生省令第二十一号)

の一部を次の表のように改正する

(傍線部分は改正部分)

第一条 この省令は、 和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。)第十四条第三項及び第十項 医薬品、医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭 (同条第十三項 改 Œ. 前

十三 次に定めるところに適合する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に 四項、第三十六条の四第一項及び第四項並びに第三十六条の六第一項及び第四項に基づき情 関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。)第九条の三第一項及び第 ずれかの設備が適合していれば足りるものとする。 報を提供し、及び指導を行うための設備並びに法第三十六条の十第一項、第三項及び第五項 に基づき情報を提供するための設備を有すること。ただし、複数の設備を有する場合は、

(略)

2 5 5

略

十四~十六

ロ| |-| ホ|

略)

|傍線部分は改正部分|

第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下 う。)第五条第二号の規定に基づく厚生労働省令で定める薬局において調剤及び調剤された薬剤 「法」とい

十七 医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、法第三十六条の四第一項及び第四項並 事者に対する研修 (特定販売を行う薬局にあつては、特定販売に関する研修を含む。)の実施 務 (医薬品の貯蔵に関する業務を含む。)に係る適正な管理を確保するため、指針の策定、従 の十第一項、第三項及び第五項の規定による情報の提供その他の医薬品の販売又は授与の業 びに第三十六条の六第一項及び第四項の規定による情報の提供及び指導並びに法第三十六条

第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。)第十四条第三項(同条第九項及び法第十九8一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭 四条の六第四項 (これらの規定を法第十九条の四において準用する場合を含む。以下同じ。)の 条の二第五項において準用する場合を含む。以下同じ。)並びに法第十四条の四第四項及び第十

報

善のための方策の実施

イ・ロ ること。

(略)

(薬剤師法施行規則の一部改正)

第二十条 薬剤師法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五号)の一部を次の表のように改正する。 第十六条 法第二十八条第二項の規定により調剤録に記入しなければならない事項は、次のとお 第五号及び第六号に掲げる事項のみ記入することで足りる。 りとする。ただし、その調剤により当該処方せんが調剤済みとなつた場合は、 (調剤録の記入事項) 調剤並びに情報の提供及び指導を行つた年月日 情報の提供及び指導の内容の要点 調剤並びに情報の提供及び指導を行つた薬剤師の氏名 略) 改 正 後 第一号、第三号、 第十六条 法第二十八条第二項の規定により調剤録に記入しなければならない事項は、次のとお 六| 六| 新 九| 設 五 調剤した薬剤師の氏名四 (略) 一・二 (略) りとする。 (調剤録の記入事項 調剤年月日 改 Œ. 前 (傍線部分は改正部分)

第二十一条 医療法施行規則 (昭和二十三年厚生省令第五十号) の一部を次の表のように改正する。 (医療法施行規則の一部改正)

(略

号の二までのいずれかに掲げるものを備えている病院又は診療所に、第四号にあつては特定機 能病院及び臨床研究中核病院(以下「特定機能病院等」という。)以外の病院に限る。)。 ればならない(ただし、第三号の二にあつてはエックス線装置又は第二十四条第一号から第八 病院等の管理者は、前項各号に掲げる体制の確保に当たつては、次に掲げる措置を講じなけ 改 正 後 2 一条の十一 改 Œ. 前 傍線部分は改正部分)

管理(以下「安全使用」という。)のための責任者(以下「医薬品安全管理責任者」という。) を配置し、次に掲げる事項を行わせること 医薬品に係る安全管理のための体制の確保に係る措置として、医薬品の使用に係る安全な

ハ 医薬品の安全使用のために必要となる次に掲げる医薬品の使用(以下「未承認等の医薬 品の使用」という。)の情報その他の情報の収集その他の医薬品の安全使用を目的とした改 善のための方策の実施

なる用法等で用いる場合に限り、(3)に該当する場合を除く。) 該承認に係る用法、用量、効能又は効果(以下この②において「用法等」という。)と異 含む。)の変更の承認を含む。以下この⑵において同じ。)を受けている医薬品の使用(当

三 医療機器に係る安全管理のための体制の確保に係る措置として、医療機器の安全使用のた めの責任者(以下「医療機器安全管理責任者」という。)を配置し、次に掲げる事項を行わせ ること。

号の二までのいずれかに掲げるものを備えている病院又は診療所に、第四号にあつては特定機 能病院及び臨床研究中核病院(以下「特定機能病院等」という。)以外の病院に限る。)。 ればならない(ただし、第三号の二にあつてはエックス線装置又は第二十四条第一号から第八 病院等の管理者は、前項各号に掲げる体制の確保に当たつては、次に掲げる措置を講じなけ

を配置し、次に掲げる事項を行わせること。

管理(以下「安全使用」という。)のための責任者(以下「医薬品安全管理責任者」という。)

医薬品に係る安全管理のための体制の確保に係る措置として、医薬品の使用に係る安全な

ハ 医薬品の安全使用のために必要となる次に掲げる医薬品の使用(以下「未承認等の医薬

品の使用」という。)の情報その他の情報の収集その他の医薬品の安全使用を目的とした改

三 医療機器に係る安全管理のための体制の確保に係る措置として、医療機器の安全使用のた

該承認に係る用法、用量、効能又は効果(以下この②において「用法等」という。)と異 を含む。)の変更の承認を含む。以下この⑵において同じ。)を受けている医薬品の使用(当 等法第十四条第十三項(医薬品医療機器等法第十九条の二第五項において準用する場合

医薬品医療機器等法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の承認(医薬品医療機器

(2)

等法第十四条第九項(医薬品医療機器等法第十九条の二第五項において準用する場合を 医薬品医療機器等法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の承認(医薬品医療機器

なる用法等で用いる場合に限り、⑶に該当する場合を除く。)

めの責任者(以下「医療機器安全管理責任者」という。)を配置し、

次に掲げる事項を行わせ

イ・ロ (略)